

バーベ急便利用規約

バーベ急便をご利用いただきありがとうございます。サービスをご利用いただくにあたり、下記の事項をお約束いただきます。

1. バーベ急便をご利用のお客様は、バーベ急便利用規約（以下「本規約」という）の内容を理解し、これに同意するものとします。
2. 調理用機材（BBQ コンロ、網、鉄板、鍋等）は大変高温になりますので、取扱いに十分注意してください。また、火を使用するものですので周囲に燃えやすいものや爆発の恐れのあるものは置かないでください。
3. お貸しする機材等は適切に使用・保管してください。故意や過失による破損・紛失・盗難の場合には、その損害について賠償していただきます。
4. パラソルやテント等が風にあおられて飛んだ場合、大きな事故になることがございます。これらをご使用の場合、必ず固定及び重石をして利用していただき、強風となりましたらただちに使用を中止し、収納してください。
5. ご利用時間は厳守してください。ご利用可能時間を超えての利用につきましては、延滞料金を徴収させていただきます。
6. お客様のご都合によるキャンセルは4日前までにご連絡ください。4日前を過ぎてのキャンセルにつきましては下記のキャンセル料をお支払い頂きます。ただし、お支払い頂いたキャンセル料の半額のサービス券を発行いたします。 3日前…ご契約金額の30% 2日前…ご契約金額の50% 前日…ご契約金額の100%
※キャンセル時点で内容が決まっていない場合は契約金額を「1万円」として算定します。
7. 雨天を理由とするキャンセルは開催日前日正午までに限り無料でキャンセルしていただけます。なお、雨天の判断は開催地における降水確率（気象庁発表情報）が50%以上であるか否かを基準とします。
8. 当日のキャンセル等で、弊社が悪質と判断した場合には、業務妨害として警察に被害届を提出するとともに、然るべき法的処置をとらせて頂きます。
9. 宅配便等で発送させていただく食材につきましては、到達後直ちに冷蔵庫等で適切に保存し、その日のうちにお召し上がりください。
10. 現地にお届けした食材は必ず火を通し、時間内にお召し上がりください。オードブル等の調理した食材に関しましては、納品後3時間以内にお召し上がり下さい。食材をお持ち帰りいただくことは食品衛生上固くお断りしております。また、食材をご購入頂いた場合につきましては、お客様による食材のご持参はご遠慮ください。食材をご持参された場合の食中毒事故に関しましては、弊社は一切の責任を負いかねます。
11. お車をご利用のお客様で運転される方はアルコール類を召し上がらないでください。
12. ゴミにつきましては各自の責任にてお持ち帰りください。弊社にてゴミを処分させていただく場合には別途料金をお支払い下さい。
13. 駐車料金が発生する場合にはお客様のご負担となります。ご負担いただけない場合はその場でのお渡しとさせていただきます。
14. 周囲に駐車場がない場合、やむなく路上駐車にて納品させていただく場合がございます。この場合、スタッフが設営、撤去などをさせていただいている間お客様が車の監視をしてください。ご協力いただけない場合はその場でのお渡しとさせていただきます。
15. 駐車場から50m以上離れた場所や運搬困難な場所でバーベキュー等を開催される場合、設営・撤去の際の運搬のお手伝いをお願いいたします。ご協力いただけない場合ご希望のお時間に間に合わなくなったり、一部のサービスができなくなることがございます。
16. 法令や規則等によりバーベキュー等、火気の使用が禁止されている場所でのバーベキュー等の開催はしないでください。違反し、処罰された場合につきましても、弊社は一切の責任を負いかねます。
17. 弊社が取得した個人情報、サービス提供、商品発送、販売促進等必要な範囲内でのみ利用することとします。ただし、上記にかかわらず、以下の場合については、お客様の同意なく情報の一部を開示することがあります。
 - (1) 弊社及び他のお客様もしくは第三者に不利益を及ぼすと判断した場合、警察又は関連諸機関に開示する場合
 - (2) 警察、裁判所、検察庁、弁護士会、消費者センター、保健所またはこれらに準じた権限を有する機関から、個人情報の開示を求められた場合、弊社がこれに応じることを判断した場合
 - (3) その他弊社が開示を相当であると判断した場合
18. ご注文確認のメールまたは書面（郵送、FAX等）がお客様から弊社に送信された時点、もしくは口頭にて予約の確定とさせていただいた時点をもちまして、ご注文いただいた商品・サービスに関して、お客様と弊社との間で契約が成立するものとします。
19. 本利用規約に反した場合の事故、損害等につきましては弊社では一切の責任を負いかねます。
20. 弊社とお客様との間で訴訟の必要性が生じた場合は大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。